

宮崎県アドベンチャーツーリズム研修会運営業務委託仕様書

1 目的

主に欧米豪からの外国人観光客誘致において高付加価値で持続可能性のある旅行としてアドベンチャーツーリズム（以下「AT」※という）が注目されており、本県においても、将来のインバウンド再開に向けて、県内観光関係者を対象としたATに対応した人材育成と、AT促進の機運醸成とを目的とした研修会を実施するもの。

※アクティビティ、自然、異文化体験のうち2つの要素以上で構成される旅行形態

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

3 委託業務の内容

(1) 研修会の企画・運営

① 研修内容

次の事項に留意して事業目的を踏まえた提案を行うこと。

- ア 参加者がATの概要、推進する意義等を理解できる内容とすること。
- イ 講師には国内で先進的な取組を実践している者を入れること。
- ウ 九州内の先進的な取組を実践している地域の視察研修を組み込むこと。
- エ 講師及び視察研修の調整・手配は委託事業者において行うこと。

② 回数

計3回以上とし、研修会の目的を達成するのに効果的な回数を提案すること

③ 開催方法

参加者が実際に集合して実施することを基本とするが、研修内容等に応じてオンラインでの開催とすることを妨げない。

④ 想定参加者

20名程度を想定

インバウンド誘客に取り組む県内観光事業者、行政機関、観光ガイド等

⑤ 開催場所

県内行政機関会議室又は民間会議室（北諸県郡、西諸県郡エリアを想定している。）

委託事業者決定後に県と協議して決定するものとする。

(2) 報告書の作成等

事業終了後、以下の内容をまとめた業務報告書を提出すること。

報告書は印刷製本2部及びその電子データをCD-Rで1部提出すること。

- ① 事業の全体概要及び研修成果
- ② 本県のAT推進に係る提案

3 企画提案に当たっての留意点

- (1) 委託事業費には、研修実施に係る研修企画費、運営費、講師手配に係る経費（調整費、旅費、謝金等）、視察研修手配（調整費、謝金、体験費等）、会場費全てを含むものとする。
- (2) 視察研修を実施する際の現地までの旅費は参加者負担とするが、宿泊を伴う場合の宿泊費は委託料に含むことができる。

4 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。